

第138回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成28年9月9日(金)  
招集場所 米子市役所 402会議室  
開 会 午後1時30分  
出席委員 1番 生田 英夫委員 3番 友森 一夫委員 4番 吉澤 一誠委員 6番 森中 喜輝委員  
7番 田口 正廣委員 9番 小林 秀美委員 12番 山中 春夫委員 13番 井田 律子委員  
14番 松林 貢委員 15番 大縄 敬次委員 16番 高橋 敦美委員 17番 三島 通政委員(部会長)  
欠 席 2番 森田 正敏委員 5番 安達 卓是委員 8番 仲本 悟委員 10番 新納 勝美委員  
11番 矢倉 篤實委員  
事務局 高西会長 池口事務局長 宅和係長 河野主幹 山本主幹 長谷川主任  
日 程 1 農地法各条申請地現地調査  
2 部会長あいさつ  
3 議事録署名委員の指名  
4 議事  
(1) 農地法各条申請審議等  
ア 第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について  
イ 第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について  
ウ 第28号 米子市農用地利用集積計画の決定について  
エ 第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時55分

議長（三島委員）

そうしますと、現地調査に引き続き、第138回の農地部会を開きます。

議長（三島委員）

はじめに、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号3番の友森委員と議席番号4番の吉澤委員にお願いしたいと思います。本日は議席番号2番 森田委員、議席番号5番 安達委員、議席番号8番 仲本委員、10番 新納委員、議席番号11番 矢倉委員さんが欠席です。

それでは審議に入ります。初めに3ページ議案第26号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ番号9の淀江町小波について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

失礼します。番号9の淀江町小波について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が新築する自宅の隣接農地を、譲渡人からの要望もあり、売買で取得しようとするものです。備考欄にも記載しましたが、議案12ページ利用権設定各筆明細9-1番のとおり利用権設定の申し出も受けております。譲受人は利用権設定による借り入れ予定面積が51アール、この度の取得面積が12アール、合計して経営面積が63アールとなり、下限面積の40アールの要件を満たします。許可日については、利用権設定開始日の平成28年10月1日付けとなります。その他の要件につきましては、別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

1番（生田委員）

番号9番について説明します。譲受人が自宅の隣接農地1,257平方メートルを売買により取得しようとするものです。許可要件については問題ないと思っております。よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからのご報告がございましたが、これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号10番の河崎について、審議いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

番号10の河崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は申請地を譲渡人が相続により取得したものの、市外在住のため営農できず、手放したいと思っていたところ、知人の紹介により、譲受人が売買で取得し、整地のうえ花木を栽培しようとするものです。

取得後の経営面積は104アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

1 2 番（山中委員）

この案件は、両方とも米子に住んでないので、本人とは直接会えませんでした。電話ではお話ししました。

まず、何で河崎に農地を求めたかについては、知人に頼まれて買うことになったとのことでした。河崎までは遠いですが、責任を持って管理するからということで、了解は得ております。

議長（三島委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからのご報告がございましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、議案第 2 7 号をお願いします。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第 5 条第 3 項において準用する第 4 条第 3 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6 ページ番号 4 0 の河崎について、地元委員さんから説明を求めます。

1 2 番（山中委員）

4 0 番について説明します。今回は、何回も見ておる河崎の駅の近くで、申請人は議案のとおりで面積は 3 3 4 平方メートルの河崎の畑です。申請人はアパートに住んでいましたが、将来のことを考えて、両親の家に近い所に家を建てようとして計画したものです。土地改良区、隣接耕作者、実行組合の排水同意もあります。申請地は、駅から 3 0 0 メートル以内にある農地で第 3 種農地に該当すると思われます。開発許可については、都市計画法第 3 4 条第 1 2 号に該当する見込みがあると確認しております。許可要件は問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号41の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いします。

3番（友森委員）

41番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は夜見町の畑で、面積は575平方メートルです。当法人は、コンクリート2次製品の販売を主たる業務として営業しておりますが、現在所有の資材置場では手狭になってきたため、申請地に資材置場の整備を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は、住宅や公共用施設が連たんしている区域ある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。資材置場での利用なので、開発許可は必要ないことを確認しております。転用については問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号42番の上福原一丁目について地元委員さんをお願いします。

事務局（山本主幹）

議長、すみません。いいですか。

議長（三島委員）

はい。

事務局（山本主幹）

失礼します。5条申請理由のほうですけど、その他の欄で賃料が1,840万となっておりますが、ゼロを二つ消していただいて18万4千円に訂正していただきたいと思います。ですから10アール当たり約8万円となりますのでよろしくをお願いします。

4番（吉澤委員）

そうしますと、42番について説明します。これは、3番目に現地調査したところです。現地は3筆に分かれています。申請者は議案のとおりで、申請地は上福原一丁目の田で面積は2,299平方メートルです。本件は、介護老人保健施設を運営しており、寝たきり状態の老人に対して、看護、介護等福祉事業を行っている法人でございます。あの校区にはそのような施設がないということで、米子市が認知症

高齢者のための入居するグループホームを設置する法人を募集したところ、この法人が認められたということで、あの場所にグループホームを計画されたものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。あの場所は、水道、下水道がありますし、すぐ近くに中学校や病院がありますので道路沿いは第3種農地、奥は第1種農地になりますが、開発許可は、都市計画法第34条第14号、これは知事が市街化を促進する恐れがないだろうということで許可を出す法律だそうです、公益性の非常に高い事業ということで転用についても問題ないだろうと出されたものです。審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見等ございませんでしょうか。

高西会長

ちょっと事務局に聞いてみるけど、これは、病院はどこだった。

事務局（山本主幹）

日翔会です。

高西会長

それは、日翔会は書いてあるから分かるけど、それがわからないので。日野町のどんな病院かなと思って。

事務局（山本主幹）

米子の母体がですね。グループホーム。

高西会長

わたしが聞いているのは、病院が最終的には、例えば病院が倒産してしまえば全部こけてしまあだがんな。わたしが言いたいのは、民間の会社でいえば親会社がどこかということを知っているわけだ。病院はわからんなら、後日調べて報告してください。これでは病院がちょっと見えないので。要するに事務局はわからんのでしょ。申請が出たときにそういうことをな、知識がないけんしようがないと思うけども聞いてないということだ。今後はそういうことを聞いてもらわないといけんだわ。病院はどこかということ。

わたしが何でそんなことを言うかということ、個人的なことになるが、わたしはうちの自治会の中でこういうものをうちの自治会でしょうと思うから探して欲しいと言って、この間統括官にはのがわ君や西部総合事務所の中川かな。あの所長や6、7人うちに来てまっただけど、そのとき色々何してまあ、個人でやる人もあるけど、そうすると皆は気が付かんと思うけども、吉澤さんは気が付いておられるかも分から

んが、労災の前にも一つああだ。これはもう廃屋になっているが。そういう目に見えんけどもそういうのがちょいちょいあつてな。それでわたしが県にお願いしたのは、しっかりした経営基盤で将来も安心して、その地区に人が利用できるところを紹介して設置していただかないといけないということをお願いしています。それで調べてみると、病院でも絶対大丈夫というところはないですね。淀江の〇〇とかって言ったがあれも倒産してしまって。倉吉の藤井さんがしておられるけども。個人病院にも色々ああだけど、こういうのをすると、ちょっと話が長くなるけども色々補助金や交付金が出るけん、つい皆がするだ。それだけども、安心してなあ、経営基盤がしっかりしたならええけども、そういうことは実際問題事務局ではわからんけども大体、元は誰だっということとは調べとかないけん。それを聞かないけん。

それからもう一つ。これは、賃料っていうのは月に〇〇円か。

事務局（山本主幹）

年間〇〇円です。

高西会長

年間〇〇円。間違えていませんか。あれほどの面積で年間〇〇円なんてあるわけないが。本当ですか。

事務局（山本主幹）

一度申請があった際に、最初〇〇と聞いたんです。これはおかしいのではないかとということで、再度確認してくださいということで、そうしましたら、〇〇円と。

高西会長

それは、ほんなら月のことを言うちょうなあと思うよ。これも一回調べてみな。それと年間〇〇円というのはこれは何だい。これは評価かかな。

事務局（長谷川主任）

これは、10アールあたりに延べたときの金額です。2,299平方メートルで賃料はこの金額で、括弧の中はそれを1,000平方メートル当たりに直したときの数字が入っております。

高西会長

いや、〇〇円っていうのは一年間の賃料ということか。

事務局（長谷川主任）

10アールあたりに換算したときの賃料です。

高西会長

10アールあたりに換算したときの年間でしょ。

事務局（長谷川主任）

はい。

高西会長

ほんなら年間〇〇円と合わんがな。

事務局（池口事務局長）

年間〇〇円でしたので、割り戻すと10アールだったら〇〇円ということで。

高西会長

ということか。ただ、常識的に考えて税金がいくらかかる。固定資産税が。間違っていないですか。

7番（田口委員）

わたしもそう思う。税金が。

高西会長

そうだ、税金が足りない。事務局、もう一回よく調べて、一つは誰が本当に、大元がどこかということ。それから、賃料は月なのか年なのか、そういうこともきちんと。

事務局（山本主幹）

はい、わかりました。

高西会長

もうちょっと、色々と質問せんといけんわい。

事務局（山本主幹）

賃料のことについては、これで本当に大丈夫ですかと、本当に確認取りましたけど。

高西会長



だけど、今も言うように、委員さんが言われるように、税金がものすごい高いところだもん。きちんとして。

事務局（山本主幹）

はい、わかりました、改めて。失礼しました。

議長（三島委員）

他にございませんか。

高西会長

報告してもらわないといけんで。

事務局（山本主幹）

はい、わかりました。

高西会長

あの、来月。

事務局（山本主幹）

はい、わかりました。

高西会長

それから局長、そのへんをきちんと。

事務局（池口事務局長）

申し訳ありませんでした。何回も確認したところなんですけども、申し訳ありません。

議長（三島委員）

他にございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号43番の古市について地元委員さんお願いします。

14番（松林委員）

43番について説明します。申請者は議案のとおりで、初めに現地調査しましたが、立て札も立っていました。古市の畑で85平方メー

トルです。申請人は申請地の隣に家を構えています。敷地が狭いということで敷地拡張を考えたものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で生産性の低い農地であるため第2種農地に該当するものと思われます。

敷地の拡張だけなので、開発許可は不要であることを確認しております。転用については、特に問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからご説明がありましたが、ご意見等ございませんか。

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号44の高島について、地元委員さんから説明を願ひます。

6番（森中委員）

44番の高島について説明します。申請地は議案のとおり、高島の田で面積は814平方メートルです。

申請人は売電収入を見込んで、申請地に太陽光発電施設を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で生産性の低い農地であるため第2種農地に該当するものと思われます。

太陽光発電施設は、開発許可が不要であることを確認しております。転用については、特に問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからご説明がありましたが、ご意見等ございませんか。

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページ番号45の大篠津町について、地元委員さんから説明を願ひます。

事務局（山本主幹）

はい、失礼します。矢倉委員さんが欠席ですので、代わりに説明いたします。申請者は議案のとおりです。申請地は大篠津町の畑で面積は337平方メートルです。申請人は、家族3人で実家近くの借家で生活していますが、狭くなってきたこともあり、慣れ親しんだ巖地区

に住宅を計画したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は大篠津駅から500メートル以内の農地であるため第2種農地と思われます。開発許可は、都市計画法第34条第12号に該当する見込みであることを確認済です。転用については特に問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

ないようですので採決に入ります。異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号46番の彦名町について地元委員さんをお願いします。

7番（田口委員）

46番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名の畑で面積は284平方メートルです。申請人は、市内のアパートに家族4人で生活していますが、手狭になってきたということと、この先いつまでも借家住まいというわけにもいかないため、申請地に住宅の新築を考えたものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は住宅・公共施設が連たんする区域に隣接する農地でその規模が10ヘクタール未満の農地であるため第2種農地に該当すると思われます。開発許可は都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しています。転用については問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからのご説明いただきました。ご意見等ございませんでしょうか。

高西会長

ちょっと、事務局に聞いてみるけどなあ。これは二筆になっているわな。建築面積は68.7㎡だが、この下の228㎡の方にはどんな具合、建物建てたらんわけか。68㎡なんて小さい家だよ。

事務局（山本主幹）

56㎡と228㎡を足して284㎡ですけども。

高西会長

いや、ここ登記地目に、転用面積は284㎡だよ、合わせて。その下は、建築面積がその内いくらということ？

事務局（山本主幹）

68. 73㎡です。

高西会長

だけでも、68. 7㎡って小さいものだよ、これだけの面積、土地取得してこんな小さいものかなということ。

事務局（山本主幹）

事業計画ではそのようになっています。

高西会長

それならええけども。えらい小さいものだなと思ったので。

議長（三島委員）

他にございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号47番の彦名町について地元委員さんお願いします。

7番（田口委員）

47番について説明します。2番目に現地調査した案件です。申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で、面積は227平方メートルです。申請人は市内のアパートで家族3人で生活しています。手狭になってきたことと、この先いつまでも借家住まいというわけにもいかないため、申請地に住宅の新築を考えたものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は住宅・公共施設が連たんする区域に隣接する農地でその規模が10ヘクタール未満の農地であるため第2種農地に該当すると思われます。開発許可は都市計画法第34条第11号に該当する見込みがあることを確認しています。転用については問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

ないようですので、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手でお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号48番の彦名町について地元委員さんお願いします。

#### 7 番（田口委員）

48番について説明します。この案件は最初に現地調査した案件です。申請者は議案のとおりです。申請地は彦名町の畑で面積は646平方メートルです。申請人はアパートに夫婦二人で生活していますが、年内に第一子が誕生予定なので、手狭になってくると、この先いつまでも借家住まいというわけにもいかないため、申請地に住宅の新築を考えたものです。土地の利用計画については図面のとおり、敷地東側にはトレーニングスペースを設けます。広さとしては幅5メートル、長さ20メートル程度の広さで、現在申請者はJRの野球部に所属しており、鳥取県の代表として国体や数多くの大会に出場してきました。また、同じ集落内に住む兄二人もJRの野球部に所属しており、自宅にトレーニングスペースを設けることにより、一緒にトレーニングをする予定です。住宅については500平方メートルを目安にしてきましたが、転用面積を500平方メートルになるよう分筆したとしても、周囲の農地が他人名義であるので、残地146平方メートルだけが残ってしまい、畑としての使用には狭く、その他の用途にも適した土地とは言えないため、きちんとした利用目的があることから転用面積が500平方メートルを超えることも止むを得ないと考えます。申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当すると思われれます。開発許可は都市計画法第34条第12号に該当する見込みがあることを確認しています。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。汚水については合併浄化槽を通じて既設の道路側溝に流します。ただし、私がバスの中で言いましたように、また、手元に農業用水路放流にかかる不同意についてという書面も出ておりますように、申請地の隣にとんど場があって、地元のとんど講といたしましては、とんどさんの際に風向きによっては、煙や火の粉が建物に飛ぶ恐れがあり危惧しておられます。実行組合としては、とんど講の意向を無視して放流同意することはできないとのことをございます。従って、地元の実行組合長と自治会長は反対ということをございます。

そこで、地元農業委員の私としては、このことについてどうしたらよいか判断に困っております。事務局にも相談していますが、双方それぞれの言い分が違いましてなかなかまとまりません。現時点では私としては、とても判断する知識もありません。是非、皆さんのご意見を聞きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

#### 議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからのご説明がありましたが、相談をかけたいということをございます。どういうものでしょうか。

#### 14番（松林委員）

山林の102平方メートルというのは、個人名義か。

7 番（田口委員）

4名で共有しております。

高西会長

集落の財産区になっているのかな。あの土地は。事務局に聞いてみるけども、実行組合の同意がない場合はどうなりますか。

事務局（長谷川主任）

失礼します。

高西会長

集落の同意がないのに農業委員会で仮に通したとしたら。

事務局（長谷川主任）

すみません、お手元にホチキスで止めた文字だけが並ぶ3枚物の資料を置いていますがご覧いただけますか。すみません、座って説明させていただきます。

高西会長

これはその説明かな。

事務局（長谷川主任）

はい。

高西会長

これは途中からついでとうけんなんだろうかなと思って、見出しぐらいつけといてください。

事務局（長谷川主任）

はい、失礼しました。すみません、長い話になりますけども、改めて農地転用の許可の基準につきまして少し詳しく説明させていただきます。

高西会長

おう。

事務局（長谷川主任）

まず、当該地につきましては第1種農地と思われます。第1種農地につきましては、1ページ目のカタカナのイ。

高西会長

ページも打ってないで、おい。今度からきちんとしとけよ。

事務局（池口事務局長）

はい、すいません。

事務局（長谷川主任）

カタカナのイで良好な営農条件を備えている農地とあります。この中の少し下のところに小文字の a というところで、概ね10ヘクタールの規模の一団の農地の区域内にある農地とございます。現地調査でみていただいたとおり、住宅が多く建っておりますけども、農地のまとまりとしては、新しくできた市道から米川用水との間に畑が広がっていることもあって、県にも確認を取りましたが、面的なまとまりはあるということで1種農地と判断されています。

続きまして1枚めくっていただきまして、まん中から少し下のあたり (e) とございます。ここにつきましては、1種農地という立地に対する許可の基準でございます。住宅とございますけども、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものでございます。こちらにつきましては、申請地を現地調査させていただき、周辺には住宅地が広がっており、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されると解釈できると考えております。これが、第1種農地という立地に対する許可基準で、本件については、事務局としては、集落に接続するという基準には合致しているものと考えます。

続きまして、次のページをお願いします。農地転用の許可の基準につきましては、立地基準の他に一般基準と呼ばれる事業計画に対する許可の基準がございます。

一般基準につきましては、大別してア、イ、ウとありますが、それぞれ説明させていただきます。

先ず、大きなアとしましては、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実に認められない場合、これは具体的に次に掲げる事由である場合とあります。この中には、(ア)から(ク)までありまして、簡単に説明いたしますと、まず、転用計画を立てた際に必要な資力があるかということ。こちらにつきましては融資証明等で資力があることを確認しております。

次に(イ)、転用行為の妨げになる権利を有している者の同意を得ていないこと。こちらにつきましては、農地法第3条第1項本文に掲げ

る権利とありますけども、これは、土地の所有権及び耕作権とご理解いただければと思います。要するに、土地の所有者の了解を得ているか、小作地であった場合、借りている人の了解を得ているかということでございます。申請については、地権者と転用者との連名での申請でありますし、小作人がいないことも確認しています。

続きまして(ウ)としまして、本件の許可を受けた後、遅滞なく申請に係る土地を申請に係る用途で供する見込みがないこと。これにつきましては、許可を取ったあとすぐに工事にかからず、土地を放置する恐れがないかということでございますけども、工期も含めての事業計画を提出いただいていますので、こちら、現段階では問題ないものと考えています。引き続き(エ)につきましては、申請に係る行政庁の免許、許可、認可の処分を必要とする場合には、これらの処分が行われなかったこと又はこれらの処分の見込みがないこととありますが、議案の備考にも記載させていただいておりますが、都市計画法第34条第12号に該当することを確認しております。

続きまして(オ)につきましては、米子市でいいますと建築指導課ときちんと協議しているということでございますけども、こちら確認を取っております。

続きまして(カ)、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みのないこととございますが、今回土地利用計画図をお配りしていますが、申請地につきましては住宅用地として使用する計画ということなので、こちら問題はございません。

続きまして(キ)、申請に係る農地の面積が、申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこととございます。こちら土地利用計画図のとおり、敷地を適正に使っておりますので問題ないと考えております。

(ク)につきましては、建物を建てず造成だけをする場合は許可できないという項目でございますが、今回は住宅なので該当いたしません。その後、小文字で続いていきますが省略させていただきます。

最後のページですが、大きなイとしまして、周辺農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがあると認められる場合とございます。本件は、土砂流出がないよう、L型擁壁を設置する計画ですので、土砂流出の恐れは認められません。また、一般住宅ですので、その他営農上の被害が出ることも想定しづらいと思います。この中に、(ア)、(イ)、(ウ)とございますけど、(ウ)につきましては、農道、ため池その他農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合は許可できないとあります。本件につきましては、実行組合の同意が出ていないということが問題になっていきますけども、本件は一般的な住宅ということで、汚水について合併浄化槽を設置して、道路側溝に流すという計画ですので、支障が出ることは考え難いと思います。



最後ウにつきましては、一時的な転用に係る許可基準ですので、今回は該当いたしません。以上、参考までに説明いたしましたのでよろしく申し上げます。

高西会長

結論として事務局はどう考えようだ。

事務局（長谷川主任）

はい、本件については現地調査をしております。周辺の住宅が同じように合併浄化槽を設置しておられると思います。同じような計画で申請される場合、支障がでるとは考えづらいですので、事務局としては農地転用の許可の基準に合致していると考えております。

高西会長

ていうことは、実行組合の同意がなくても農業委員会で許可しても問題ないと事務局は考えとるだな。

事務局（長谷川主任）

許可権者の鳥取県西部総合事務所の担当に確認しましたが、農業用水路の放流同意につきましては、必須な書類ではないということを確認しております。

高西会長

あの、ぐるぐる持って回ったような言い方すると皆もだんだん分からんやになると思うけども、わたしが一番聞きたいのは、農業委員会が許可しなかったとすると、実行組合の同意がないので許可できませんと、仮に言ったとするか。そうすれば、土地も比較的安すいから、ここだと思っている、買われた人は。そうしたときに、農業委員会が不許可にしたときに、地権者はなあ、仮にわたしだったら、何でできないのかと訴訟を起こすわな。わたしだとすればですが、そうしたときにはどうなるだ。

事務局（長谷川主任）

事務局とすれば、本件は転用基準に合致していると考えていますので、本件を農業委員会が不許可として、県が不許可とした場合におそらく会長の言われますように不服申し立てが出ると思います。ただ、許可基準に合致しているものを不許可とすること自体、行政手続き上できませんので、本件は許可相当と考えております。

6番（森中委員）

ちょっと、わしも聞きたいことがある。この〇〇さんがだされている、不同意の趣旨を。どういう考え方で出したの。

高西会長

地元委員さんに聞いてみやい。事務局より地元委員さんがよう知っている。

事務局（長谷川主任）

申請人と代理人から実行組合から排水同意が取れないということで相談があった際に、どういった経過か書面にして出してくださいと事務局から依頼いたしました。

6番（森中委員）

これは、それなら経過か、これは。

事務局（長谷川主任）

なぜ同意が取れなかったかという理由です。

6番（森中委員）

理由というのは、そういうことで代書人が出したということか。本人から代書人が受けて、代書人がこれを出したということか。

事務局（長谷川主任）

書類は全て代書人経由でいただいております。

6番（森中委員）

これも出したということか。それで、合併浄化槽だけだなあ、その下流がなあ、農事実行組合の管理する排水路に落ちんわけか。側溝に落ちると言ったけど、その側溝から排水路の下流に落ちんわけか。蒸発や地下浸透なら良いよ。側溝の水が反対するところの排水路に落ちんわけか。

高西会長

本来は、排水どうこうで反対しているわけじゃない。地元委員さんが説明したように、反対の目的は隣にとんどさんの土地を取得してあって、とんどさんをするときに、ここに家を建てれば風が強いときやなにかがあったら防火上なあ、危ないからいけんというのが理由でしょう。そんな具合に実行組合か自治会か知らんが、中でそういうことで反対なので、実行組合も同意書を出さんということで、排水の問題ではないと思うよ。地元委員さんが説明したように。そうでしょう、田口さん。

7番（田口委員）

森中さんが言われたように、実際は最終的には流すわけです。いざ、家を建てるときに実際それが出てくるかもしれん。

高西会長

わたしが質問するのはね。訴えられたときにね。行政が損害賠償でも請求されたらね、払わないけんようになるわな。建設部のこの前のみたいに。そうから、建設部はどう言っているわけ、許可を出すわけだけでも。それは聞いてみだったわけか。どう言っとった。

事務局（山本主幹）

まだ、事前協議中ということで回答いただいておりますので、はっきりとした答えはまだ聞いておりません。

高西会長

そういうことを説明すれば、建築指導課は考えをきちんとするから。それはどうなかった。

6番（森中委員）

それは、長谷川さんよ。とんど関係者の話として、いけんということになっとうが。法的にはいいって言ったわなあ。しかし、何でもなあ、公園を潰して建物を建てるっていうのも法的には問題ないけども、地元の賛成がないと今の時代できんだわなあ。そういう時になあ、わしは地元委員さんが、困っとうなあのを押し切っとなあ、我々もよう賛成せんなあ。

高西会長

ちょっとなあ、建築指導課に、ちょっと来てもらえないかと。

事務局（池口事務局長）

しばし、中断をお願いします。

高西会長

次に進めておきますので。

議長（三島委員）

進めていいですか。

高西会長

ああ、ええよ。

議長（三島委員）

そういたしますと、番号49の淀江町淀江につきまして、地元委員さんからの説明を求めます。

1番（生田委員）

49番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町淀江の畑で面積は192平方メートルです。場所は大垣団地の端の方で天理教さんの布教所の隣で宅地に挟まれているようなところですが、申請者は天理教の布教所の敷地の中で太陽光発電事業を行っていますが、設備のメンテナンスと信者の駐車場として活用しようと計画したものです。申請地は他の農地区分に該当しない農地で、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当するものと思われます。また、淀江町は非線引き都市計画区域であるため、規模が3,000平方メートル未満の本件は、開発許可が不要であります。転用については特に問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

高西会長

これは、生田さんどの辺かいな。

1番（生田委員）

一番中側の一番端の方です。

議長（三島委員）

他にございませんか。ないようですので、採決をしたいと思ひます、異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号50番の日下について地元委員さんお願ひします。

16番（高橋委員）

50番について説明します。この間、現地調査したところですが、その隣接地です。申請人は、岡山で生活していますが、米子に転勤になり、当地の方で、永住できる住宅を計画したものです。農業用水路への排水同意、隣接耕作者の同意、土地改良区の同意もあります。

申請地は、概ね10ヘクタールを超える一団の農地内にありまして、第1種農地に該当すると思われます。都市計画区域外ですので、開発許可は不要であります。集落に接続する位置での住宅の計画ですので、転用については特に問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからのご説明がありました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

高西会長

場所は、この前に現地調査したところか。

事務局（長谷川主幹）

はい、7月に現地調査したところの隣です。

6番（森中委員）

わしらは、初めてだなあ。

事務局（長谷川主幹）

はい、失礼しました。

6番（森中委員）

本当は第1種農地だけenna、現地調査すべきだよ。地図もないしenna。わしはそう思うよ。

高西会長

森中さんがいいなあように、時間が5時過ぎてもいいから、みんな回りましょう。

事務局（長谷川主幹）

はい。

事務局（池口事務局長）

わかりました。ありがとうございます。

6番（森中委員）

それで、どのくらい離れとる集落から。

事務局（長谷川主幹）

集落の端です。

高西会長

道から50メートルあるかないか位だな。

事務局（長谷川主幹）

既存の家から10から15メートルです。

6番（森中委員）

集落からどれ位離れていると隣接になるのか。

事務局（長谷川主幹）

許可基準の中で集落に接続して転用を行う場合は許可できるとありますが、実際のところ画一的に何メートルというのは存在しません。

近隣等の状況から集落接続していると認められる場合がございますのでケースバイケースです。

6番（森中委員）

事務局の判断か。

高西会長

事務局の判断じゃないわい。最終的には委員の判断です。

6番（森中委員）

基準はないだか。今日に限らずなあ、今日はよいにしても。これからあるときになあ、どういう展開の仕方にするのかその辺を聞きたいだ。

事務局（長谷川主幹）

はい、今後に向けて整理させてもらいたいと思います。

高西会長

だけん、局長、第1種農地は全部現地調査、これからは。

事務局（池口事務局長）

かしこまりました。

議長（三島委員）

そうしますと、第1種農地は全部確認ということでお願いします。

そうしますと、採決をしたいと思います、異議のない方は挙手でお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は

適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして9ページ議案第28号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は利用権設定が32件ございます。利用権の変更が1件あります。

それでは、利用権設定各筆明細について、12ページ番号9-1から番号9-5まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

では、利用権設定各筆明細について説明いたします。

12ページ番号9-1は、借受人の要望による貸し付けです。

番号9-2及び番号9-3は、再設定です。

番号9-4は、貸付人の要望による貸し付けで、耕作不便のため貸し付けるものです。

番号9-5は、借受人の要望による貸し付けです。

以上、番号9-1から番号9-5までは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明いただきました。これについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようですので採決をしたいと思えます。異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、15ページ利用権設定各筆明細（利用権の内容を変更する場合）について、番号9-1を審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（河野主幹）

15ページ番号9-1は、利用権の内容を開発して農業用施設用地から飼料作物に変更するものです。

以上、番号9-1は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明をいただきました。これについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

これは、例の宇田川の公民館の横のやつだな、畜舎にする。

事務局（長谷川主幹）

はい。

高西会長

これこそ、自治会からどうだこうだと言われて。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、17ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号9-1から22ページ番号9-27までを一括して審議いたします。事務局から説明願います。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

17ページ番号9-1は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号9-2は、地権者の意向による貸付です。

番号9-3は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号9-4から9-6は、地権者の意向による貸付です。

18ページ番号9-7は、地権者の意向による貸付です。

19ページ番号9-8は、地権者の意向による貸付です。

番号9-9は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

号9-10及び番号9-11は、地権者の意向による貸付です。



番号9-12は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号9-13は、地権者の意向による貸付です。

20ページ番号9-14は、地権者の意向による貸付です。

番号9-15は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号9-16から番号9-18は、地権者の意向による貸付です。

番号9-19は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

21ページ番号9-20及び番号9-21は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号9-22は、地権者の意向による貸付です。

番号9-23は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

番号9-24は、地権者の意向による貸付です。

22ページ番号9-25及び番号9-26は、地権者の意向による貸付です。

番号9-27は、相対の契約から中間管理事業への切り替えです。

以上、番号9-1から番号9-27まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。ないようですので採決したいと思えます。異議のない方は挙手でお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に25ページ議案第29号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

26ページ番号1から30ページ番号10について、一括して審議いたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

26ページ番号1から番号4は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

27ページ番号5及び番号7は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

28ページ番号8は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。

29ページ及び30ページの番号9は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号10は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号10までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

事務局よりご説明いただきました。他にご質問等ございませんでしょうか。

高西会長

農協が利用権設定であるけど農協が自分でやるわけかや。

事務局（池口事務局長）

そのように聞いております。

事務局（宅和係長）

これは、農協が以前通常の利用権で借りていたところでもを作ったりしているところがございます。この度は、中間管理事業を使ったということでございます。

高西会長

今、相対で契約しとったものは、ほとんど担い手機構を通すようにしてくださったな。ということは、だいたいよく分かって理解してごしなつたてことだな。これは、担い手機構の方が呼びかけてしたのか、地権者の方からしたのかどっちが多い。

事務局（宅和係長）

地権者側からの要望はほぼないと思います。中間管理機構や農林課の働きかけですとか、農業委員会から案内を出すとか、それと大きな柳谷ファームさんや巖生産組合さんは、中間管理事業ですべてやりたいという意向もございます。

高西会長

ていうことは、裏を返せば米子市の農業委員会はまだ努力が足らんということでしょう。お互い反省せんといけんけども。なあ、長谷川君よ。委員も努力せんといけんけども事務局も努力して欲しい。

議長（三島委員）

他にないようでございますので、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手でお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

33ページ（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号23から番号30までの8件を受理しております。

続きまして、35ページ（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号35から番号47までの13件を受理しております。

続きまして、38ページ（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号26から番号32までの7件を受理しております。

続きまして、40ページ（4）非農地現況証明について、番号8から番号12の5件を証明しています。

続きまして、41ページ（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、2件を非農地である旨の回答をしております。また、米子市から農地の現況に対する照会に対し1件を農地である旨の回答をしております。

事務局（宅和係長）

議長、すみません。補足説明をさせていただきます。

43ページの農地の現況に対する照会に対する回答について補足させていただきます。これは、日下のほ場整備水田でございますが、机の上に位置図を置かせていただいています。3反くぼの農地のうち1反の部分の農地でございます。これは、市役所の収税課が税金の滞納処分で差し押さえた農地を公売を行うため、農業委員会に農地か非農地か、買受の際に適格証明があるのかいないのかを照会してきたものでございます。それに対し、農地であり、買受適格証明書が必要であると回答したものでございます。公売の日時等が決まりましたら部会で説明したいと思います。とりあえず、こういう案件で公売が出そうだという報告をさせていただきました。

高西会長

現状はどうなっていますか。遊休農地になっていませんか。

事務局（宅和係長）

航空写真では耕作されているようです。

高西会長

そういうときはなあ、地区の委員さんに見てもらって。航空写真じゃほとんどわからんけん。

事務局（長谷川主任）

現地は、水稻が作ってありました。くぼは分かれていますけどきちんと作付してございます。

議長（三島委員）

続きまして、44ページ（6）農地転用現況確認書交付について、番号24から番号36までの13件を交付しています。

続きまして、会長に県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

それは良いが、その前に。

事務局（宅和係長）

すみません、先ほどの彦名の案件につきまして、開発許可の担当に来てもらうようお願いしたところですが、議会の関係でばたばたしていることもございまして、また、内容的にもこれはこうだという風にはっきりとお答えするのは、調査をしてからでないといい加減な答えではお互い困るので、すぐに答えが出せないという回答であり、ここに来ることもできないとのことでした。

高西会長

そうで、田口さん聞いてみいけどね。実行組合が同意を出さんというのはね、説明では現地でとんどさんするからだけでも、さっき、排水をどうだらっていわれたときに、理由が排水でないのにね、たまたま、実行組合もそういうことだったら同意を出さんということだけでも、そういうところですよ。

6番（森中委員）

そういうこともあるので、排水の同意もようしませんよって書いてああが。だけん、排水の同意ももらってないだあが。

7番（田口委員）

とんどとか排水のこともああかも知れんけど、個人的な感情も若干はああかもしれん、手続きの問題とか、ややこしいこともああだ。そ

れで今度自治会はどこの区に入るとかねえ、いろんな問題が絡んできとうだ。

高西会長

いやあ、慎重にかからんとねえ、それから、特にこういうことは、議事録にきちんとしてごさんといけんで。あとで言った言っていないということがあっちゃいけないので、そこは全部の委員さんに見てもらっとかないけんぞ。だったら、結論が出んと思うから、多分、今回は保留ってことだわなあ。だけど、いつまでも保留ってわけにもならんので、その辺をちゃんとやって、それから一番大事なことを委員さんに言いますけども、日本は法治国家だけん、感情でやっても困るだがんなあ、法律に基づいてやらんと、冷たいとか厳しいとか言われるかも知れんけど、それで対応してもらわんといけんと思うだわ。特に、だんだん難しい事業になればよけほどだ。それから、必要なら顧問弁護士にも相談したり、そこまでしとかないけんぞ。先で、あげだ、こげだなんて、この前の建設部の1,600万だかのあれを払ったけどなあ、あんなことがないように。きちんとしとかなんと、感情的だからじゃなしに、きちんとして法律に基づいてどうかという正しい判断をせないいけんと思うだがんなあ。必要なら、法律は人間が作ったものだけん、運用の仕方によっては違うけども、せっかくなあ、多額のお金を出して財産を求めているものが、軽々とはいわんけど、いけませんっていうのは大変重いことだと思うだがんなあ。その辺は十分考えて。

6番（森中委員）

それで、部会長さん。この議案はどんなふう処理しなる。

高西会長

今、みんなに諮りなあわい。

議長（三島委員）

そういたしますと、番号48の彦名の件については、保留ということで。

事務局（池口局長）

すみません、事務局から。

実はこの申請につきましては、農業委員会で保留はできません。申請を受理した以上は何らかの結論を出して県に具申しなければなりません。保留ということであるとしたら、申請者と話をして、書類が不備ということで取り下げいただくか、またはそれが付くまで差し戻しということもできるかも知れませんが、この場合は申請されていますので、27日までには。

高西会長

ほんならなあ、県に一回相談してみな。

事務局（池口局長）

さっきの話ですけど、放流同意ですけど農地法では必須の項目ではありません。あくまで米子市農業委員会の中の委員さんでの取り決めということで従来からなってきたものです。これを元にどこまで指導できるか、権限があるのかということになると、非常に微妙なものでして、森中委員さんが言われるように、合併浄化槽ができる前は、そういう放流というものがなかなかなかったもので、簡単に言うと汚水用水路に流してもらったら困るとというのが昔の考えでございますので、その場合は実行組合さんの同意がないと合併浄化槽の水を流さない。

6番（森中委員）

あの、ものを返すようだけどなあ。合併浄化槽もねえ、例えば改良区なら改良区の同意がないといけんということになっていますよ。それなのになあ、下流のなあ、実行組合の同意がなくてもいいって言うのはなあ、わしは賛成できんわ。

高西会長

あの、改良区の同意がなければいけんのは、改良区の施設だけ必要であって、改良区の施設でないものは同意の必要はないよ。

事務局（池口局長）

私の言いたかったのは、近年類似の施設が建っているわけですし、周辺の住宅はほとんど合併浄化槽を設置しております。その方だけ合併浄化槽の設置を認めないというのは、例えば裁判でそれが通るかかっていうと、他は通してこれは通さないっていう明確な根拠にならないと考えております。

6番（森中委員）

だったらなあ。それはそれとして、とんど関係者の同意がないとのことだが、わしは賛成できん。地元の同意があって初めて我々もなあ、地元の委員さんがどっちもようせんと言われれば、賛成できんわ。

事務局（池口局長）

おっしゃるとおりでございます。地元委員さんが一番困られていると思います。両方の話を聞かれて、どちらかと言うと地元での活動がしにくくなると心配されていますので、本来ですと地元委員の意向を十分尊重したいのは山々なんですけど、ただ法律的にはそれを酌む

ことが手続きとしては難しいので、事務局としては申請自体は許可相当だけれども、何らかの条件を付けて県に送らせていただけたらなあ。

6 番（森中委員）

それならなあ。そういう話をするならなあ。しつこいようだけどなあ。農業委員会が受けたものはな。こういう部会で審議しなくてもよいじゃないか。それだったら。

高西会長

そんな感情的になものの言い方してもしようがないが。

6 番（森中委員）

そんな説明はいけん。

高西会長

だけん、あの。

6 番（森中委員）

そんな説明はいけん。わしが言うのは。

高西会長

ちょっと、黙っとって。

6 番（森中委員）

地元の委員さんがどこまであれして、同意が出てないけども、農業委員会の事務局も努力して、どこまで良いか悪いかそういうものをせんとなあ、地元の農業委員さんもなあ、無視するようなことはわしもできんと思う。

高西会長

そんなこと言っはけません。田口さんも色々努力されたけど、個人的な感情もあるようでどうしたらいいのかって言っておられるわけだ。

7 番（田口委員）

例えば保留にしてねえ、1 か月、2 か月しても多分無理かも知れません。

高西会長

それでなあ、今ここで森中さんが言われるように通したって困るなら、県に相談をしてみるとして、一時待ってもらって、そうして県の結果に基づいて、再度部会を開いたらどうか。

議長（三島委員）

今、会長が言われましたようにそういった方向で進めるのはいかがでしょうか。

14番（松林委員）

排水は、下流の方には影響はああですか。

7番（田口委員）

それは、あんまりないと思う。要はとんど場の問題だけん。火を焚くけん、逃げるためにはどこにするとか、色々ややこしいという面も含めて、焚いてもええっていうわけにもならんでしょうけん。

14番（松林委員）

最後にねえ。とんど構関係者の話の中で、できれば建って欲しくないので、積極的に同意はできないとの文言があるが。だったら、許可してあげてもいいじゃないか。

議長（三島委員）

皆さん、理解が十分でないと思いますので、今回は不採択ということで。

高西会長

不採択というわけにはならんでしょう。

14番（松林委員）

ならんでしょう。

高西会長

だけん、保留にしまあだ。

議長（三島委員）

保留はないと。



事務局（池口局長）

もう一回農地部会を開くということで。もう一回調整したうえでですね。両者に歩み寄っていただく場を持ってもらって。

高西会長

県に相談してみたらどう言っとった。

事務局（長谷川主任）

確認したところ、米子市以外の農業委員会では、放流同意自体付けていないところもあり、それが無いということで不許可になることは無いということでございます。

高西会長

だけん、許可してもいいってことじゃないか。

事務局（長谷川主任）

そういう解釈だと思います。

高西会長

最初から、そんなこときちんと言っとけ。

4番（吉澤委員）

よく代替地がどうたらこうたらちゅうところがあるが、そういうことはここには該当せんわけか。

事務局（山本主幹）

選定理由ですか。本家の農地で他にもしかしたらあるかもしれませんが。もちろん本家ですので土地代も安くなるということでして。

事務局（池口事務局長）

本家筋のところを譲ってもらえるとのことで選ばれたようです。

7番（田口委員）

聞いたところによりますと、以前、先代から分けてやると話があったみたいです。

議長（三島委員）

どういたしましょうか。

高西会長

あのなあ、局長。こう今、諮るわなあ。ま、森中さんは同意せんって言っているわな。賛成と反対と、反対が多かったら別だよ。一人でも反対があったらどうなるか。

事務局（池口事務局長）

合議制ですので多数のどちらか。

高西会長

いや だけんな、全部で18人のうち、森中さんは絶対同意せんって言っている。

7番（田口委員）

わしもちょっと棄権しますわ。

高西会長

ほんなら、まあ二人。

6番（森中委員）

地元の委員さんがなあ。

高西会長

だあもん、地元委員さんが反対しなあならそりゃいけんって。そりゃだめだ。他の者がいいってわけにならんわ。

7番（田口委員）

採決に加わりません。反対も賛成もしません。

高西会長

だあも、出席しちようならそんなわけにはならんぜ。

7番（田口委員）

欠席します。

高西会長

そんなことは、わたしはいけんと思うで。

9 番（小林委員）

神社で焼いていたけど、神社が、神社ととんどさんは関係ないって言ったので、そんなら他で焼くわと。そんなもんですよ。

高西会長

こういう理由で反対なら仕方ないけども、地元委員が加わらんでいうのはねえ。

7 番（田口委員）

じゃあ賛成したら、何かあったときは全部農業委員会で対応していただけますか。

高西会長

反対のときに訴えられたらどうか。

7 番（田口委員）

だから、賛成しますよと。今の自治会とか、こちらの対応で言ってこられたときには、私は対応していただけるという確約があれば。

6 番（森中委員）

あんたに来るわい、最初は。

7 番（田口委員）

絶対来るだけん、わしは加わらん。

高西会長

それはなあ、田口さん。地元委員がそうなら、みんなが賛成しませんわ。

7 番（田口委員）

地元委員としては、買う者も地元だから、これも絶対譲らんと。

高西会長

だけん、地元委員さんがいけんて言うものは。

7 番（田口委員）

いけんって言ってない。

高西会長

わたしは加わらんって言いなあなら、他の者も加わらんって言うわい。

7番（田口委員）

農業委員会として出さないけんもんなら。

高西会長

地元の彦名の実行組合だか自治会だか知らんが、間違っただけをしておいたら問題ないけども、最終的には法廷で結論を出してもらわんといいんと思います。負けることはないわ。けども、地元委員さんがそうなら、他の人は。

7番（田口委員）

みんなに理解してもらって一緒に言ってもらえるだったら賛成しますよ。事務局は困るわけですけん。

高西会長

いや、それはね。ここで決まったことはなあ、他の委員は俺は知らんなんて言いへんわい。みんな全体責任だもん。

7番（田口委員）

それだったらいいです。

議長（三島委員）

そういたしますと、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いします。

高西会長

異議があるってことかな。他の人は。大事なことですよ、これは。

14番（松林委員）

さっき、とんどさん関係者の話ということで、これを尊重すれば賛成せんといけんでしょう。

高西会長

地権者が農業委員会を訴えたらやられるよ。反対ならきちんとしたこういったことで反対で。

議長（三島委員）

再度採決を求めます。異議のない方は挙手をお願いします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨。

高西会長

やあ、多数じゃないです。出席が何人で、賛成が何人、反対が何人でそれで、事務局はきちんと誰が反対して誰がって議事録に明記しとかなければなりませんよ。反対したから、賛成したからって、農業委員会が仮に訴えられて負けたら、みんなで責任取らないけん。

14番（松林委員）

負けることはない。

高西会長

ない。ただ、反対したら負けるよ。

7番（田口委員）

地元は反対してもいいですか。

高西会長

地元の委員さんが反対したら、他の人も認めませんよ。

議長（三島委員）

再度、挙手を求めます。

16番（高橋委員）

保留というか、数日間保留にしといて。

高西会長

ちょっと、反対の人に意見を一人一人聞いて議事録に残しとけ。

16番（高橋委員）

改めて、部会を開かれた方がいいと思います。このような状況で賛成反対でなくして、きちんと理論武装したうえで。

6番（森中委員）

賛成ができない理由は、私は地元の委員さんの賛成がない、あるいは地元の同意がない、そういうものについては私としては賛成ができない、これが理由です。議事録に残してもらってもいいです。

高西会長

そうしたら、地元委員さんが賛成じゃないとなったら、農業委員会にかけるわけにはなりません。地元委員がいろいろ認めるから

農業委員会にかかってくるわけです。地元委員がわたしは認めないっていうものは、出してくるわけではないです。そんなもの審議することはない。もうちょっとみんながよう考えて。

7番（田口委員）

ただ、間際になって出てきて、調整も何も無しで出てしまっとうけん、保留が出来てことで。それで、ずばり言いますけど、1か月でもずらせてもらえんかということ。

高西会長

それなら、不許可にせい。何して。それから、再度出してもらった。これはどうなりますか。

事務局（池口事務局長）

不許可相当で県に具申ということになります。

高西会長

県に具申は良いけど、急いで、申請しなかった人にそういうことを言ってあげんと、財産が関わったことだけん。だけん、不許可でも今度申請して受けないわけじゃないと、理由をきちんと明記してしたらよいじゃないか。

事務局（池口事務局長）

ただ、県は最終的に、この書類審査だと許可する可能性があります。うちが例えば、農業委員会の意見としてそういう地元調整がしてない。

高西会長

県に出す前、県に言うのは非公式です。正式に出さへんだもん。だって、不許可になれば返さないけませんよね、申請しなかった人に。

事務局（池口事務局長）

許可をどうするかは、県のことになりますので。

高西会長

あらけ。ほんなら、この委員会で通らなかつたものも県に出すだかあ、それ。

事務局（池口事務局長）

そう思っています。

事務局（宅和係長）

法的には、そういうふうには不許可相当だという意見を付けて県に送るという流れになっています。

高西会長

まあ、そんな具合にしないといけんならそうだけど、ただ、本人さんには小早に言っというてあげないといけませんよ。資金も用意しておられると思うし。それは誰も一緒なことであ。土地を買って、住宅を建てることは大変なことだけん。それを冒頭言うように、感情的にならず、厳しいようだけど、法律に基づいて本当にどれが正しいか理解したうえで委員さんも賛成か反対かしてもらわないと困ります。いや、賛成だ反対だは困ります。委員は、そんないい加減なもんじゃない。

事務局（池口事務局長）

地元委員さんも地域の代表でございますので、非常にやりにくいということも理解しておりますので、で、何らかの両者の申請者と地元の調整ができるような条件付きが出来ればなと考えています。

高西会長

それが一番ええと思う。

事務局（池口事務局長）

家を建てられるということで何らかの。

高西会長

いや、今も何回も言うように保留っていうことがなあ、通らんでいうなら保留にするから、次回までにもう一回よく話合ってくださいと。状況としては、法律的には県にも相談したけども、同意がなくて許可しても問題ありませんと、法的には。というような助言をつけて、もう一度話してもらって。ということで、保留っていうわけにもならん。保留もせんわ、いけんものを県に回して、県はええてっていうわ。

14番（松林委員）

ちょっと待って。実行組合の関係で協議されて、意見は出たのですか。組合員としては。

7番（田口委員）

実行組合というよりねえ。自治会長が実行組合長と話して、もう判押すな、ということは聞いてます。で、実行組合長も判押さん。水利

とか何とかばかりではなく、他の面もあるかも知れん。それは私もわかりませんが。

6番（森中委員）

それでね、局長。いつまでに結論出さないといけないの。部会としては。

高西会長

県には毎月何日までに出さないといけないのか。その月に審議した案件は。

事務局（宅和係長）

原則は、申請を受け付けてから40日以内です。ただし、農業会議に意見を聴かなければならないものは、最大で80日以内です。

高西会長

面積が小さいけん農業会議には意見を聴く必要はないかな。

事務局（長谷川主任）

1種農地ですので。今月21日に審議会があります。本来なら13日までに意見聴取の書類を送る必要があります。

14番（松林委員）

そしたらねえ。申請者に、色んな意見があって、排水同意についてもう一回考慮してみてもらえんかと言われて、もう一回行っていただくようにしてというふうにしてもらったらどうですか。結果は一緒かも知れんだけど。そして、もう一回早めに開けばいいので。

6番（森中委員）

局長、受け付けることについてはなあ、法的に問題はないから受けたかも知らんけど。しかし、こういった問題があって、その土地について法整理として、どういった問題があるのか、その辺を勉強してみないやい。法的に問題がないと受けた、しかし、それだけじゃないわけだけんな。法制とも相談して、話せるようにしてみないやい。次回までに、自治会が判押さんてもんはなあ、よう賛成せんよ。

事務局（池口事務局長）

そのことは、最初に申請者には言っているのですが。そしたら、そこの自治会に入らないような話にもなってしましまして。

議長（三島委員）

そういたしますと、13日に再度また部会を開くと。

事務局（宅和係長）



すみません、会議室を。

事務局（池口事務局長）

準備して参りますので会長の報告をお願いできますでしょうか。

議長（三島委員）

会長お願いします。

高西会長

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

議長（三島委員）

事務局、連絡事項があれば。

事務局（宅和係長）

（事 務 連 絡）

事務局（宅和係長）

本日の続きの部会日程ですが、12日月曜日の午後でどうでしょうか。

高西会長

時間をもうちょっと具体的に。

事務局（宅和係長）

そうしましたら、月曜日の昼の12時半からと3時45分からの2案で決めていただきたいですが。

高西会長

もうちょっと、ちゃんとしてください。

事務局（宅和係長）

12時半のいい人は挙手願います。いらっしゃいませんね。15時45分からいい人は挙手を願います。挙手多数ということで、12日月曜日の15時45分にこの場所ということでよろしく願います。

議長（三島委員）

そうしますと、番号４８の彦名の件は、再度部会を開催します。９月１２日午後３時４５分にここで、よろしくお願ひします。  
長時間に渡って慎重審議ありがとうございました。

これをおもちまして本日の農地部会を終了させていただきます。協力ありがとうございました。

閉 会 午後５時３０分

### 第１３８回米子市農業委員会農地部会議事録（続き）

招集年月日 平成２８年９月１２日（月）

招集場所 米子市役所 ４０２会議室

開 会 午後３時４５分

出席委員 １番 生田 英夫委員 ３番 友森 一夫委員 ４番 吉澤 一誠委員 ５番 安達 卓是委員  
６番 森中 喜輝委員 ７番 田口 正廣委員 ８番 仲本 悟委員 ９番 小林 秀美委員  
１０番 新納 勝美委員 １１番 矢倉 篤實委員 １２番 山中 春夫委員 １４番 松林 貢委員  
１５番 大縄 敬次委員 １６番 高橋 敦美委員 １７番 三島 通政委員（部会長）

欠 席 ２番 森田 正敏委員 １３番 井田 律子委員

事務局 高西会長 池口事務局長 宅和係長 山本主幹 長谷川主任

議事開始 午後３時４５分

議長（三島委員）

そうしますと、お揃いのようなので始めさせていただきます。委員の皆さんには大変忙しい中、ありがとうございました。９月８日第

138回農地部会におきまして、継続審議となりました5条転用議案の審議のためお集まりいただきました。ありがとうございます。それでは開会します。

議事録署名委員については、引き続き議席番号3番の友森委員と議席番号4番の吉澤委員にお願いしたいと思います。

それでは、継続案件の議案第27号の議案番号48彦名町について審議したいと思います。

継続審議となった理由ですが、地元実行組合からの農業用水路への排水同意がないため保留とし、本日継続審議することとなったものです。地元実行組合が排水同意をしなかった理由ですが、転用申請地の隣地にとんど講の管理する土地があり、建物が建つととんどさんができなくなることから、地元農事実行組合としては、とんど講の意向を無視しての放流同意を出すことはできないとの理由でした。

それでは、地元委員さんからその後の経過、状況について説明をお願いいたします。

#### 7番（田口委員）

先ず、冒頭に彦名の件で本日忙しい中、再度審議いただくということでお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

経過としましては、金曜日すぐ、自治会長宅に出向き、どう考えても同意してもらえないけど、何とか許可してもらえんかということをお話しして、その中で出てきたのが、明日土曜日に地元の集まりがあり、それが済んだ後、とんど講の人に集まってもらって話をしてみようということで別れまして、その後、実行組合長の元にも参りまして、何とか集まりの中で許可するよう協力してくれと頼んで帰りました。再度日曜日に、農業委員会の事務局長とお邪魔するので何とかいい話を聞かせてくれということをお願いしました。昨日6時に池口事務局長と自治会長宅に訪れました。その際も色々意見もでましたし、とんど講の中でも意見が出たようですが、とんどの事は置いて、農業委員会の立場も理解しながら不満ではあるけど、まあ転用については了解しようじゃないかと、大半がそのような方向でいいじゃないかと、とんどの問題はその後、どこでするとか相談しようじゃないかと、池口事務局長も農業委員会の立場を説明されまして、何とかお願いしたいと。自治会長も不満ではあるが、止むを得んだらうと、何とか了解しましょうと言っていました。その後、実行組合長に電話でしたけど、いい話になったからと本日を迎えたわけですが、こういうことが、初めてのことで、皆さん方にも今後の参考にしてもらって、今後の取り組みにしていきたいと思います。以上です。

#### 議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

高西会長

ちょっと、局長に聞くけども、どんなことを説明をしましたか。一番大事なことはどんなことだと思う。

事務局（池口事務局長）

農地転用の許可は農地としての被害防除を大前提にして審議すべきものだということで、申し訳ないがとんど講の事情は加味されないということを説明したところです。

高西会長

古い委員さんは知っていると思いますが、淀江岸本線と9号線がタッチしているところで、大東建託がアパートを建ててます。隣地の所有者が感情的になって押さんと、また、実行組合も押すなど感情的になってやられて、県に同意書がなくてもいけるのかと問い合わせたところ、合理的な理由があって反対ならいいけど、そういうことで同意書を出さんということは問題ないと。今2期工事にかかってますけども、そのように、一番大事なことは、法に基づいてそれが正しいのかどうかと、ただ地元で農作物を耕作する理由以外で同意できんということではいけんと思う。問題はこういうことだったんで弁護士に相談しました。同意書が無くても問題ないだろうと。ただ、それを理由に許可されだったときには、地権者が訴訟を起こしたときには、高西さん負けるよということでした。その辺を参考にとまってあなたに聞いただけんと何したです。今後もこういうことがあってはいけません、感情的にならずに、農地法上同意書が無くても認めてもいいのかということをお互いに勉強せないけんて思っております。事務局によくわかるように書面で出すように、今日間に合わすように言っておきましたが、硬い文書ではいけんし、よく分かる文書でないといけんので、来月の部会まで時間をもらいたいという、局長からの申し出がございましたので、それなら仕方がない、来月の部会に間に合わせて渡すように指示しときました。どっちにしても、円満に話がついて、下新印で1,650万ほど、皆さんも記憶があると思いますけど、無様なことが無いようにせないけんなど心配しておりましたが、まあ良かったと思っております。これを機会に皆さんもよく勉強して、法解釈を間違えんように、個人的な感情に走らんように、理解いただいて委員活動をしていただきたいと思えます。

局長、この間のことも併せてよく議事録に残しとかないけんよ、よくわかるように。豊洲の市場のようなことはせんやにな。

事務局（池口事務局長）

はい。

議長（三島委員）

その他ございませんか。ないようでございますので、採決をしたいと思えます。異議のない方は挙手でお願いいたします。挙手多数とい

うことで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

本日の予定は以上ですが、事務局から上福原の日翔会のことで報告させます。

事務局（山本主幹）

上福原一丁目の日翔会について報告します。日翔会自体は病院経営はありません。鳥取、岡山で福祉グループの一員として活動しており、地域密着の福祉介護サービスを行っております。米子医療センター、山陰労災病院、やまがた整形外科、消防署、警察署など近くにあるため土地選定されたものです。賃料は年〇〇円でしたが間違いありませんでした。高い安いではなくて、譲り渡し人が地元で社会貢献したいということで、この金額でと言ったそうでございます。以上です。

高西会長

〇〇さんは農業委員しとったあの人か。

事務局（宅和係長）

はい、農地部会長もされていた方です。

高西会長

例の大東建託でトラブルのあった、前の理事長が何したあの時の部会長さんだったな。奇特な人だなあと思って。税金の方が高いと思いますが。

4番（吉澤委員）

あの、私の家が110坪で、その税金をその面積に換算すると〇〇円でちょっとお釣りが出るぐらいです。

高西会長

今度のところは住宅でないけん。

議長（三島委員）

その他事務局から何かあれば。

事務局（池口事務局長）

会長が言われましたように、来月の部会にはもう少し分かり易く説明できるものをお配りしたいと思いますので、よろしくお願いします。田口委員さんの説明もありましたが、向こうの自治会長さんも農地法のことをよく勉強されておまして、ただ、最初のボタンの掛け違

いといいますか、業者さんが来て色々言われたということで、判断ができなかったということがあったかも知れません。そういった配慮も来られた人をお願いしようかなと個人的に思っております。やはり、いきなりそういう難しいところで、事業を進められるときには、何らかの手厚い対応が必要だと思っておりますので、それも踏まえまして来月説明させていただきたいと思っております。

議長（三島委員）

これをもちまして第138回農地部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉　　会　　午後4時5分